

職員のみなさんへ一言メッセージ（第134回）

毎日あわただしい日々が続いています。やっと、一山乗り越えたと思ったら、次の山と息つく暇がありません。職員のみなさんにも迷惑をお掛けしているのではなかろうかと心配しています。

平成29年5月11日に第1回の厚生労働省社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会が開催され、「生活困窮者自立支援及び生活保護法の見直し」についての審議が始まりました。今回は、生活保護法が主たる見直し（5年内に大きな見直しの予定）の対象ではなく、「生活困窮者自立支援の在り方」や「無料低額宿泊所の規制」が、主たる論点になる予定です。

特に、私ども救護施設の将来の在り方に關係するのが、「無料低額宿泊所」ですので、今日は、この件について少し考えてみたいと思います。

「無料低額宿泊施設」とは、「生活困難者のために、無料低額な料金で、簡易住宅を貸付、又は宿泊所その他の施設を利用する事業」と社会福祉法第2条第3項第8号で規定されている第2種社会福祉事業です。この事業を開始したときは、都道府県知事等に届けなければならぬとされています。

27年6月末現在、事業者数537カ所、入所者数15,600人（うち生活保護受給者数14,143人）となっています。この外に、社会福祉各法に法的位置づけの無い施設（無届）が1,326カ所、入所者数16,578人（生活保護受給者のみの数）が有ります。因みに27年10月1日時点で、救護施設は、185施設、入所者数16,984人、厚生施設が19施設、入所者数1,409人、授産施設が18施設、入所者数347人となっています。

手元にある「社会福祉法の解説（平成13年10月初版、634ページ）」では、第2条第3項第8号の条文は、省略されている状態です。ところが、平成15年度になると俗にいう「貧困ビジネス」から脱却させるために、国では、「無料低額宿泊所の設備・運営等に関する指針（ガイドライン）」を策定され、22年度には、無料低額宿泊所が、生活指導・就労指導を行い居宅生活への移行を支援するための指導員を配置する際の人事費等の財政支援が実施されています。

また、27年4月にはガイドラインの見直しをするなどして、行政の関与による運営の適正化が一層強化されています。同年7月には住宅扶助の上限を床面積に応じ減額する仕組みも導入されています。

このように、無料低額宿泊所は、次第に行政の対象として位置づけられて来ています。さらに、今回の見直し後は、法令に基づく最低基準を設け、ガイドラインでなく法的な位置づけを明確にした取り組みへの動きが始まるとと思われます。こうなると、突き詰めて行けば、サービスは悪いが低成本の新たな救護施設が誕生することになります。

これ動きに、どう対応するか、救護施設に取って頭の痛い問題です。

平成29年5月25日 真和館施設長 藤本和彦